

一般社団法人日本看護シミュレーションラーニング学会  
国際活動委員会規程

(委員会の設置)

第1条 定款52条に基づいて、国際活動委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、国際活動に関する事業を行うことを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。

- (1) 理事 1名以上（担当理事を含む）
- (2) 代議員 2名程度
- (3) 正会員 3名以内

2 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。

4 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員にメール審議を求めることができる。

5 メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

(活動事項)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) シミュレーションラーニングに関する国際的な情報の収集と発信
- (2) International Nursing Association for Clinical Simulation and Learning (INACSL)およびその他のシミュレーションラーニングに関する諸外国の学協会との連携
- (3) 諸外国のシミュレーションラーニングに関わる研究者等との交流、連携の推進
- (4) そのほか、委員会あるいは学会が必要と認めた事項

2 委員会は、年度末までに次年度予算案及び活動計画を理事会に提出する。

(議事録の作成と報告)

第6条 委員会は議事録を作成しなければならない。

2 メール審議を行った際は、メールの本文を保管しなくてはならない

3 委員会は年度末に活動報告書作成し理事会に提出する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び理事会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附 則

この規程は、2019年5月26日から施行する。

この規定は、2022年5月28日から施行する。